

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

田上町では、住まいを生活の中心としながら、要介護状態となっても、医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供され、支えあいの仕組みづくり（地域包括ケアシステム）のため、高齢者も地域活動の担い手となるよう地域づくりに取り組み、介護予防や健康づくりにつながるよう努めてきました。

本町の人口や世帯数は大きく変化しています。少子化により総人口は減少し、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加し、高齢者をどう支えていくかが課題となっています。

本町の令和2年10月1日現在の高齢化率は37.0%となっており、県の33.0%、国の28.7%と比べても高齢化の進行が顕著となっています。

さらに、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年以降は医療や介護の支援を必要とする高齢者の増加が予測され、介護サービスでの対応や高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要となります。

このような状況を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22（2040）年を見据え、「高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自らの健康を大切に、自分らしい暮らしを続けることができるまち」が実現できるよう、町の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、高齢者保健福祉施策、介護保険サービスの連携のもと、総合的、体系的に実施していくため「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を一体的に策定しました。

本町の高齢者が、安心して暮らすことができるように、町の高齢者福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定め、取り組みの方向性を明らかにすることを目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」の密接な関連を持つ両計画の調和を保ち一体的に策定したものです。

将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針を定めた最上位計画である「第5次田上町総合計画」との整合性を図った上で策定しています。また、保健事業等については、健康増進計画や特定健康診査等実施計画、障がい福祉計画等について、計画に盛り込んでいます。

3 計画の期間

計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年を1期として策定しています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2040年度
令和22（2040）年度までの見通し									
第7期計画期間			第8期計画期間			第9期計画期間			

▲
令和7（2025）年
団塊世代が75歳に

▲
令和22（2040）年
団塊ジュニア世代が
65歳以上に

4 介護保険法等の改正

令和2年6月に、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年4月1日から順次施行されます。

また、制度の持続可能性の確保を目的に、食費・居住費の助成（特定入所者介護サービス費）に関する給付の在り方、高額介護サービス費の見直しが行われます。食費・居住費の助成（特定入所者介護サービス費）は、負担能力に応じた負担とする観点から、助成の要件となる預貯金等の基準の精緻化が図られます。高額介護サービス費は、現役並み所得者を医療保険の高額療養費制度の負担上限額に合わせ細分化され、高所得者の自己負担額が引き上げられることになりました。

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

【社会福祉法・介護保険法】

- 既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題解決のための包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等を創設する。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

【介護保険法・老人福祉法】

- 認知症施策の総合的な推進
- 地域支援事業におけるデータ活用
- 介護サービス提供体制の整備
 - 将来の人口構造の変化見通して勘案
 - 高齢者向け住まいの設置状況の記載
 - 有料老人ホームに係る県との間の情報連携の強化

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

【介護保険法・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- 介護分野のデータ活用の環境整備
- 医療・介護分野のデータの名寄せ・連結精度の向上等

4. 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

【介護保険法・老人福祉法・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- 介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加
- 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の延長

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設

【社会福祉法】

- 社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、介護サービスに関する事業の従事者、町民の代表等の委員により構成された田上町介護保険運営協議会(介護保険事業計画策定委員会)で、国・県が示した基本指針等に基づき、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行いました。

(2) 町民の意見反映

計画策定にあたっては、より多くの町民・被保険者の意見を反映することが重要であることから、国の示す調査票案を基に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施し、地域の課題等の把握に努めました。

(3) 庁内関係部門、県との連携

本計画は、保健福祉課を中心とし、行政関係部門との連携を図りながら策定を行いました。また、介護保険事業計画策定に係る「目標量の設定」、「サービス見込み量」は、[地域包括ケア「見える化」システム]^{*}を活用し推計を行いました。高齢者福祉計画の見直しの項目案などについて、県と調整を図り、新潟県高齢者保健福祉計画と整合性を保ちながら計画策定を行いました。

介護給付等対象サービスの供給量については、県の圏域調整によりサービス量を見込み、さらに近隣市との整合性を図りながら調整を行いました。

^{*}地域包括ケア「見える化」システムとは

国が提供する介護保険事業計画等の策定、人口推計、事業量推計、保険料推計等を総合的に支援するための情報システムです。

6 計画の推進体制と進捗管理

(1) 計画の推進

1) 相談体制・情報提供の強化

高齢者をはじめ広く町民に対して、広報紙や町ホームページ等を通じてわかりやすい制度の内容や介護保険サービスに関する情報提供や居宅介護支援事業所の一覧とともに、高齢者やその家族等の認知症に関する相談等に適切な対応ができるよう、地域包括支援センターを総合相談窓口として、より身近な場所で適した時期に相談できる体制の構築を図ります。

2) 介護保険運営協議会の運営

介護保険運営協議会において、高齢者施策全般及び各年度における介護保険サービスの達成状況や事業者相互間の連携状況、PDCAサイクルによる計画の進捗状況等を把握・評価し、その結果に基づいて対策の検討を行っていきます。

(2) 計画の進捗管理と評価

本計画の基本理念の実現に向けて、基本目標の達成が図れるよう、計画に基づいた事業の達成状況の把握をするために、PDCAサイクルを活用して進捗管理を行います。サービス見込み量や事業の目標値の達成状況および保険者機能強化推進交付金等に関する評価指標について継続的に評価を行います。

介護保険運営協議会において進捗管理と評価について検証し、必要に応じて目標を見直します。

